

日進市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き

令和5年11月 発行





目次

.....	1
目次	1
パートナーシップ宣誓制度について.....	1
はじめに	1
日進市パートナーシップ宣誓制度とは.....	1
パートナーシップ宣誓をするには.....	2
宣誓をすることができる方	2
パートナーシップ宣誓に必要なもの.....	4
パートナーシップ宣誓の流れ	5
宣誓書受領証について.....	6
宣誓書受領証の交付を申請するには.....	7
宣誓内容に変更があった場合	7
宣誓書受領証の再交付	7
愛知県内自治体連携協定について.....	8
宣誓書受領証の返還.....	8
よくある質問	10
その他（要綱）	12

パートナーシップ宣誓制度について

はじめに

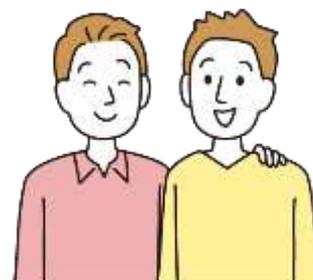
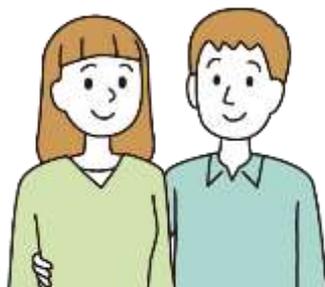
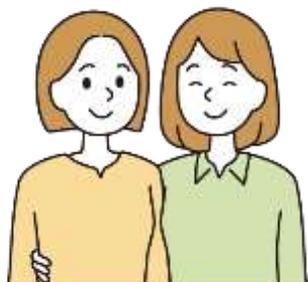
日進市は、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にあるお二人がその自由な意思によりパートナーシップの宣誓を行うことができる制度を開始しました。

日進市パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束しているお二人の関係です。

この制度は、パートナーシップ関係にある方々の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証やパートナーシップ宣誓書受領カードを交付するものです。これにより法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと生活することができるよう、市がお二人の思いを尊重し、応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、多様なパートナーシップの在り方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指していきます。



パートナーシップ宣誓をするには

宣誓をすることができる方

以下の要件をすべて満たす方が、宣誓をすることができます。

◆ 成年に達していること

宣誓日において、満18歳以上の方

◆ パートナーシップの関係にあること

宣誓しようとするお二人が、お互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束している関係であること。

◆ 日進市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は宣誓日から1か月以内に転入を予定している方。
宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。

転入予定の方は転出証明書や賃貸契約の写しが必要です。また、宣誓書受領証等は、いずれか一方の転入が完了してからの交付となります（住民票の写し等の提出が必要です）。

◆ 配偶者や他のパートナーがいないこと

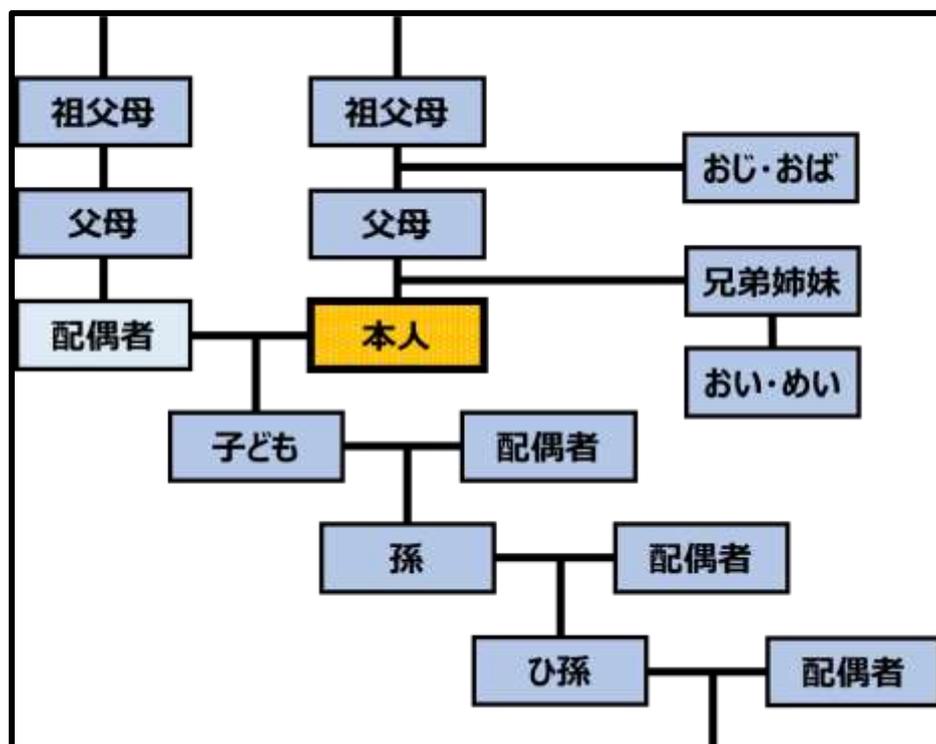
配偶者及び双方以外のパートナー（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと。戸籍抄本等で確認します。外国籍の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）を提出してください。

◆ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。

下図を参照) ※ただし、お二人の関係がパートナーシップによる養親子の場合を除きます。

< 宣誓をすることができない近親者の範囲 >



パートナーシップ宣誓に必要なもの

宣誓には以下のものがが必要です。

- ◆ 1. パートナーシップ宣誓書（第1号様式）
- ◆ 2. パートナーシップ宣誓事項確認書（第2号様式）
- ◆ 3. 現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。※宣誓日から3か月以内に発行されたもの

- 住民票の写し（日進市に住所がある場合は省略可能です。）
- 住民票記載事項証明書

※転入を予定している場合は、転出証明書の写し又は賃貸契約の写し等をお持ちください。

- ◆ 4. 婚姻をしていないことが確認できる書類

- 戸籍抄本等（3か月以内に発行されたもの）
- 外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

- ◆ 5. 本人確認ができるもの

次のいずれかをお持ちください。

- 運転免許証
- マイナンバーカード
- 旅券
- 在留カード
- 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

通称名を使用される場合は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できるもの（通称名が記載されたもの）を2種類ご提示ください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

パートナーシップ宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証・宣誓書受領カード交付までの主な流れは以下のとおりです。

STEP 1 電話又はメールで事前予約

事前（宣誓日の原則 7 日前まで）に、市民協働課までご連絡ください。宣誓の日時や場所、必要書類の確認等を行います。

TEL：0561-73-3194

E-mail：kyoudou@city.nisshin.lg.jp

以下の内容をお伺いします。

- 宣誓するお二人の氏名、生年月日、住所
- 連絡先（電話番号・メールアドレス）
- 宣誓希望日時（宣誓可能な日時は、年末年始を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。）
※予約状況によりご希望に添えない場合があります。
- 個室対応の希望
※個室対応を希望される場合、可能な限り早めに事前予約をお願いします。



STEP 2 パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、宣誓をするお二人でお越しく下さい。必要書類の詳細は、前項「パートナーシップ宣誓に必要なもの」をご覧ください。



STEP 3 宣誓書受領証・宣誓書受領カードの交付

宣誓後 1 週間程度を目途に、ご自宅に郵送、又は市民協働課でお受け取りいただけます。

宣誓書受領証の交付を申請するには

宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓書受領証」（1部）及び「パートナーシップ宣誓書受領カード」（2部）が交付されます。

宣誓の要件等に不備が無いことを確認後、宣誓書受領証等を交付します。

※申請書の旧字体は受領証等で再現できない場合がありますのでご了承ください。

宣誓内容に変更があった場合

住所や連絡先等、宣誓した内容に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（第6号様式）」を提出してください。

※今後、宣誓者の現況について、住民基本台帳及び戸籍に記載されている事項を確認することがあります。転居など、宣誓事項に変更があった場合は早めに変更届出書の提出をお願いします。

宣誓書受領証の再交付

紛失や毀損等の理由により受領証等の再交付を希望される場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）」を提出してください。

毀損や汚損の場合は、受領証・受領カードも一緒に提出してください。

※宣誓時と同様に、本人確認書類をお持ちください。

愛知県内自治体連携協定について

愛知県内で同様の制度を実施している自治体で協定を締結しています。本協定により連携自治体間で転出・転入する場合は、簡易な手続で継続使用ができます。

- 転出の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領書等返還届出書（第7号様式）」及び受領書・受領書カード返還の手続きが不要です。
- 転入の場合は、「パートナーシップ宣誓継続申告書（第2号様式の2）」、4ページの3. 現住所を確認できるもの及び5. 本人確認ができるものを提出してください。

※自治体間で宣誓（届出）の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合があります。要件については、日進市市民協働課へお問い合わせいただくか、各自治体ホームページ等でご確認ください。

宣誓書受領証の返還

次の場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第7号様式）」を提出するとともに、受領証・受領カードを返還してください。

- 要件を満たさなくなった
- パートナーシップを解消した
- 双方が市外への転出をした
- 一方が死亡した

パートナーシップを解消後に受領証等の返還がなされない場合や、要件を満たしていないことが発覚した場合、宣誓に関して不正や虚偽が判明した場合などには、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書（第9条関係）」を送付します。

通知があった場合、直ちに受領証等を返還する必要があります。

通知後も返還がなされない場合は、無効の番号として、市ホームページにて受領証等の番号を公開し

ます。

愛知県内で連携協定（8ページ）を実施している自治体への転出の場合は、転出先自治体で返還ができます。

よくある質問

—なぜパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか。

日進市では、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にあるお二人がその自由な意思によりパートナーシップの宣誓を行うことができる制度を導入しました。

—宣誓に費用はかかりますか。

宣誓や宣誓書受領証、宣誓書受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓に必要な提出書類の交付手数料が必要です。

—同性のパートナーとしか宣誓できませんか。

同性パートナーに限定した制度ではなく、宣誓の要件を満たしていれば、性的マイノリティのほか、事実婚の関係の方でも宣誓することができます。

—同居している必要がありますか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束している関係であることが必要です。

—他の自治体でパートナーシップ制度を利用している場合、日進市で宣誓はできますか。

日進市パートナーシップ宣誓制度の要件を満たしていれば宣誓することができます。

—養子縁組をしていると宣誓することができませんか。

近親者ではなく、お二人の関係がパートナーシップによる養親子関係の場合は、宣誓することができます。宣誓をすることができない近親者の範囲は、3ページの図をご確認ください。

—宣誓する者同士が外国で同性婚をしている場合、宣誓できませんか。

日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓することができます。

—郵送やメールで宣誓ができますか。

本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人で窓口へお越しください。宣誓後の受領証や受領カード交付は、郵送でのお受け取りを選択いただけます。窓口でのお受け取りは、どちらかお一人でも可能です。お受け取りの際は、本人確認書類をご持参ください。

—他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

代理の宣誓はできません。必ず、宣誓するお二人で窓口へお越しください。

—通称名を使用できますか。

使用することができます。通称名を使用した場合には、受領証や受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

—宣誓後にすぐ受領証等は交付されますか。

書類等に不備がなく、要件を満たしているか確認した上で、受領証等を作成しますので、即日交付はしていません。書類に不備等が無い場合は、通常1週間程度で郵送か窓口でお受け取りいただけます。

—市外へ転出する場合は、受領証等を返還する必要がありますか。

お二人とも市外に転出される場合は、返還届出書の提出と受領証等の返還が必要です。詳しくは8ページをご確認ください。

—連携協定に基づく宣誓継続申告を行った場合、日進市でも同じ制度が使えますか。

日進市パートナーシップ宣誓制度に該当する部分のみ、有効です。転出前の自治体でファミリーシップ制度を利用していた場合でも、日進市ではパートナーシップ制度の部分が継続申告の対象となります。

その他（要綱）

日進市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にある二人がその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束している二人の関係をいう。
- （2）宣誓 パートナーシップの関係にある二人が、お互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。
- （3）申告 市に転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体(以下「連携協定締結地方公共団体」という。)において、第4条第1項の規定による宣誓に類する行為をし、第6条に規定する宣誓書受領書等の交付を受けた2人が、市長に対し、当該事実及びパートナーシップであることを申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

（宣誓及び申告の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）宣誓日又は申告日において成年であること。

- (2) 宣誓又は申告をしようとする者（以下「宣誓者等」という。）同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止された関係（パートナーシップの関係にある者が、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
- (3) 宣誓者等のうち双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓日から1月以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 宣誓者等同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）をしていないこと。
- (5) 宣誓者等のいずれもが宣誓又は申告をしようとする相手以外の者と婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）をしておらず、かつ、パートナーシップの関係にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者(以下「宣誓者」という。)は、自署したパートナーシップ宣誓書（第1号様式。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ宣誓事項確認書（第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市内に住所を有している者について、第1号に掲げる書類の提出は、不要とする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (2) 戸籍抄本（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、宣誓者が外国籍である者にあつては、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
- (3) 次条の規定により通称名を記載する者にあつては、当該通称名を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓者の双方又は一方が自署することができないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、これを代筆させることができる。

3 宣誓者は、第1項の規定により宣誓書を提出するときは、次の各号に掲げる書類のいずれかを市職員に提示するものとする。

- (1) 運転免許証

- (2) 個人番号カード（マイナンバーカード）（表面のみ）
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 在留カード
- (5) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める書類

（申告の方法）

第4条の2 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第2号様式の2。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、市内に住所を有している者について、第2号に掲げる書類の提出は、不要とする。

- (1) 転入前に連携協定締結地方公共団体から交付を受けた書類であって、第6条の規定により交付される書類に類するもの
- (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当と認める書類

2 前条第2項及び第3項並びに次条の規定は、申告について準用する。

（通称名の使用）

第5条 宣誓者は、市長が特に理由があると認めるときは、宣誓書に通称名を記載することができる。

（宣誓書受領証等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により宣誓書又は申告書を提出した者が第3条各号に掲げる要件を全て満たすと認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（第3号様式）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（第4号様式）（以下「宣誓書受領証等」という。）

を交付するものとする。ただし、宣誓者の双方又は一方が本市に転入を予定している者である場合にあっては、宣誓者の一人が市内に転入後、それを証する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出し、及び必要に応じ本人を確認することができる書類を確認したときに宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することによりその再交付を受けることができる。

- (1) 宣誓書受領証等（紛失の場合を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(宣誓書受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書受領証等の内容に変更があったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（第6号様式。以下「変更届出書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 当該変更を証する書類
- (2) 宣誓書受領証等
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、変更届出書の提出があったときは、当該変更内容を反映した宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第7号様式）に宣誓書受領証等及び市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
 - (2) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき(受領者が連携協定締結地方公共団体へ転出し、当該連携協定締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。)
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓書受領書等を返還させることを決定し、パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書(第8号様式)により受領者に通知する。
- (1) 第3条から第5条までに規定する要件等の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (2) 第3条各号の規定に該当していないことが判明したとき。
 - (3) 受領者が宣誓書受領証等を不正に利用し、又は変造したことが判明したとき。
 - (4) 前条第1項の規定による返還の際、受領者双方の宣誓書受領証等がそろって返還されないとき。
- 3 受領者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。
- 4 前項の規定による返還がなかったときは、受領者に交付した宣誓書受領証等の番号を、市ホームページにて公開するものとする。

(無効となる宣誓)

- 5 市長は、受領者が連携協定締結地方公共団体へ転出し、当該連携協定締結地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出た場合は、宣誓書受領書等が返還されたものとみなす。

第10条 前条第2項各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、同項第4号に該当する場合は、当該各号の規定に反する事由が生じたときから将来に向かってのみ効力を失う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

令和5年11月版

発行：日進市 生活安全部 市民協働課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

TEL：0561-73-3194

E-mail：kyoudou@city.nisshin.lg.jp

日進市パートナーシップ宣誓制度について
(日進市ホームページ)

